

静岡市お茶ツーリズム体験プログラム高付加価値化補助金交付要領

1 補助金の目的

静岡市では、日本有数の茶産地としての魅力を活かした「お茶ツーリズム」を推進しています。本補助金は、茶農家及び製茶業者が実施するお茶ツーリズム体験プログラム※¹の受入環境整備を支援し、体験の高付加価値化、観光客の満足度向上及び受入体制の充実を図ることを目的としています。

※1 お茶ツーリズム体験プログラムとは

茶の生産・流通現場等において、観光客等に茶の歴史、品種及び生産過程等に関する説明や実演、飲み比べ等を体験させるプログラムのことを指します。

2 補助金の概要

項目	内容
補助対象者	静岡市内でお茶ツーリズム体験プログラムを実施している、又は令和8年度内に開始予定の茶農家及び製茶業者
補助率	茶 農 家：補助対象経費の3分の2以内 製茶業者：補助対象経費の3分の1以内
補助上限	50万円（1,000円未満切捨て）
申請期間	令和8年7月1日～8月31日まで
審査	令和8年8月31日～9月15日(予定)
事業実施期間	交付決定（令和8年9月15日予定）～令和9年2月28日まで（お支払い完了まで）
交付方法	事業完了後にお支払い

3 補助対象者

茶農家 次に掲げる要件のいずれにも該当するものを指します。

1 次のいずれかに該当するもの

- （1）市内に住所を有し、かつ、市内に居住している個人
- （2）（1）及び2のいずれにも該当する者で構成される団体（任意団体の場合は代表者の定めがあり、かつ、組織及び運営についての規約の定めがあるものに限る。以下同じ。）
- （3）市内に主たる事業所を有する法人

2 市内に農地を所有し、又は農地法（昭和27年法律第229号）第3条第1項、農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律（令和4年法律第56号）附則第5条第2項によりなお効力を有するとされた同法により改正される前の農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第18条第1項若しくは農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第18条第1項の規定により農地を借り受けて市内で茶を生産するもの

※令和7年度の静岡市茶畑体験プログラム高付加価値化補助金の交付を受けた茶農家も対象です。

製茶業者 次に掲げる要件のいずれにも該当するものを指します。

1 次のいずれかに該当するもの

- (1) 市内に住所を有し、かつ、市内に居住している個人
- (2) (1) 及び 2 のいずれにも該当する者で構成される団体
- (3) 市内に主たる事業所を有する法人

2 食品衛生法(昭和 22 年法律第 233 号)第 57 条の規定に基づき、製茶業として届出をしたもの

4 補助対象経費

費目	内容	導入例
備品購入費 ※ 1	1. 体験プログラムの提供時の受入れ場所の整備に必要な備品 2. インバウンド観光客受入に必要な通訳機 3. キャッシュレス決済に必要な機器	1. テーブル、いす、パラソル等 2. 翻訳機 3. カードリーダー等
消耗品費	体験プログラムの提供に必要な茶器等	急須、湯冷まし、湯飲み、 フィルターインボトル、グラス等
修繕費 又は 工事請負費	体験プログラムで観光客等の受入に利用する施設整備	トイレ、エアコンの設置及び改修費、施設改修費
委託費 又は 役務費 ※ 2 ※ 3	1. 予約システム導入及びホームページ制作 2. パンフレット及び説明資料のデザイン 3. 通訳や翻訳システム導入	1. H P 製作費、予約システム構築費、翻訳費 2. パンフレット等デザイン費 3. 翻訳システム導入費

※ 1 汎用性が高い P C 及びスマートフォン、タブレット端末及び使い捨ての消耗品は対象外とします。

※ 2 維持管理にかかる費用、印刷費用及びランニングコストは対象外とします。

※ 3 委託費及び役務費の総額補助金額は 20 万円を上限とします。

5 申請・交付の流れ

日程	内容	実施者
令和 8 年 7 月 1 日～ 8 月 31 日	①見積書の取得 ②申請書類の作成 ③市へ申請書類を提出	申請者
令和 8 年 9 月 1 日～9 月 15 日 (予定)	申請内容の審査後、 市から申請者に審査結果を発送	静岡市
交付決定後～	事業の実施	申請者
交付決定後～ 令和 9 年 2 月 28 日	①事業の完了(支払いまで) ②市へ実績報告書類を提出	申請者
実績報告受理後	市から交付確定通知書を発送	静岡市
～令和 9 年 3 月 5 日	市へ請求書を提出	申請者
～令和 9 年 3 月 31 日	市から補助金を交付	静岡市

6 交付申請時の提出書類について

(1) 提出書類

- ・ 静岡市お茶ツーリズム体験プログラム高付加価値化補助金交付申請書（様式第1号）
- ・ 事業計画書（様式第2号）
- ・ 収支予算書（様式第3号）
- ・ 事業実施場所説明図（様式第4号）（修繕費又は工事請負費の申請時に限る）※1
- ・ 誓約書（様式5号）
- ・ 暴力団排除に関する誓約書兼同意書（様式第6号）
- ・ 履歴事項全部証明書、定款、規約等（法人、組合その他農業者で組織する団体の場合に限る）※2
- ・ 住民票または免許証のコピー（個人事業主の方のみ）※2
- ・ 見積書等※3
- ・ 食品営業に関する証明書（製茶業者の方のみ）※4

※1 修繕又は工事請負の事業を実施する方は、実施前の写真を記録しておくこと。実績報告書類への添付が必要になります。

※2 履歴事項全部証明書及び住民票は取得3か月以内のものに限る。

※3 ・申請日において有効期限内のものに限る。

・ 型番のみではなく、物品が分かるように記載されているものに限る。

・ 物品の名称、数量、単価（税抜価格）、消費税額が確認できるものに限る。

・ インターネットでの購入の際、見積書の取得が困難な場合、ページのスクリーンショットでも構いません(通常の見積書と同様、物品の名称、数量、単価（税抜価格）、消費税額が確認できる画面に限る。)

・ 上記見積書の取得が難しい場合はお問い合わせください。

※4 食品営業届出済であることの証明は、営業の種類が「製茶業」と記載されたもので、取得3か月以内のものに限る。

<窓口>

- ① 施設所在地が葵区・駿河区の方：静岡市保健所 食品衛生課 営業指導係
静岡市葵区城東町24番1号 城東保健福祉エリア保健所棟2階
電話 054-249-3161
- ② 施設所在地が清水区の方：静岡市保健所 清水支所 生活食品衛生係
静岡市清水区旭町6番8号 静岡市役所清水庁舎3階
電話 054-354-2384

(2) 提出方法

交付申請フォーム (<https://logoform.jp/form/79j2/1647588>) から提出してください。

7 事業実施内容に変更が発生した場合

購入予定製品の在庫切れ等により、交付決定の内容に変更が生じる可能性がある場合は、必ず事前（購入や実施前）に市へ連絡後、事業変更承認申請書を提出してください。

- ・ 市への事業変更承認申請書の提出及び市からの変更承認通知がない場合は、事業実施内容の変更はできません。
- ・ 交付決定額の増額変更はできません。

（１）提出書類

- ・ 静岡市お茶ツーリズム体験プログラム高付加価値化事業変更承認申請書（様式第 8 号）
- ・ 変更事業計画書（様式第 2 号）
- ・ 変更収支予算書（様式第 3 号）
- ・ 事業実施場所説明図（様式第 4 号）（修繕費又は工事請負費の申請時に限る）
- ・ 見積書等

（２）提出方法

変更申請フォーム（<https://logoform.jp/form/79j2/1648460>）から提出してください。

8 事業完了後の実績報告について

交付決定を受けた事業の実施後（支払いを含む）は、下記の提出書類を提出してください。報告後、市職員が現地を訪問し、実績報告の内容を確認します。その後、交付確定通知書をお送りします。

（１）提出書類

- ・ 静岡市お茶ツーリズム体験プログラム高付加価値化事業実績報告書（様式第 10 号）
 - ・ 事業実施報告書（様式第 11 号）
 - ・ 収支決算書（様式第 3 号）
 - ・ 事業実施内容がわかる写真（工事実施場所の事業実施前及び実施後の写真等）
 - ・ 支払いがわかる領収書等※ 1
- ※ 1 領収書・銀行口座の写し・クレジットカード決済明細書（口座引き落とし後のもの）等

（２）提出方法

実績報告申請フォーム（<https://logoform.jp/form/79j2/1648476>）から提出してください。

9 請求書の提出

交付確定通知書の受領後、次の請求書提出フォーム（<https://logoform.jp/form/79j2/1648494>）から「請求書」を提出してください。請求書様式は、静岡市公式 HP（静岡市お茶ツーリズム体験プログラム高付加価値化補助金 <https://www.city.shizuoka.lg.jp/s4852/s013848.html>）に掲載しています。

10 特記事項

- (1) 別添の記載例を参考に、申請書類を作成してください。
- (2) 交付決定日より前に発注・契約・支払い等を行っている費用は補助の対象となりません。必ず交付決定後に発注してください。
- (3) 発注（契約）から納品、支払いが補助対象期間内（交付決定日から令和9年2月28日まで）に終了するものに限ります。
- (4) クレジットカードで支払う場合、口座引き落としをもって支払い完了とします。口座引き落としまでは通常1～2カ月かかる（カード会社によって異なる）ため、余裕をもって事業の実施をお願いします。
- (5) 資材の不足等、事業の実施に時間がかかる可能性があります。事業完了及び実績報告書の提出が令和9年2月28日、請求書の提出が令和9年3月5日に間に合わない場合は、如何なる理由においても補助金の支払いができないため、交付決定後速やかに事業の実施をお願いします。
- (6) 国や他の地方公共団体等から補助金の交付を受ける場合、その補助金の交付対象となっている経費は、当補助金の対象経費となりません。
- (7) 補助金交付後、5年間は関係書類を適切に保存してください。
- (8) 支払いは、申請者名義で行ってください。

11 問い合わせ先

静岡市観光文化・市民局 観光国際課 観光推進第1係

電話 054-221-1454

所在地 〒420-8602 静岡市葵区追手町5番1号 静岡庁舎新館16階